

## 年次有給休暇の取得義務化について

平成 30 年 6 月 29 日に働き方改革法案が成立し、労働基準法第 39 条（年次有給休暇）に次の条文が追加されました。

「使用者は、年次有給休暇の日数が 10 日以上労働者に対し、年次有給休暇のうち 5 日については、年次有給休暇の付与後、1 年以内の期間に時季を定めることにより与えなければならない」〔平成 31 年 4 月 1 日施行〕

これまでは、従業員からの申し出に対して有給休暇を与えることが原則でしたが、平成 31 年 4 月 1 日以降は、年次有給休暇を 1 年間に 5 日以上取得する従業員は除き、使用者側から従業員に具体的な日にちを指定して取得させることとなります。（例：「〇月〇日に有給休暇を取って下さい」）。

取得させる際は、1 日単位でも連日単位でも構いませんが、その従業員の意見を聴き、尊重しながら日にちを指定する必要があります（半休制度がある会社は半休も使えます）。

### 今回の法改正の対象となる人（太字の人）

#### 【週 5 日または週 30 時間以上働く人】

勤続期間	6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月以上
付与日数	<b>10 日</b>	<b>11 日</b>	<b>12 日</b>	<b>14 日</b>	<b>16 日</b>	<b>18 日</b>	<b>20 日</b>

#### 【パートタイマー等】

週所定 労働日数	1 年間の 所定労働 日数	勤続期間						
		6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月 以上
4 日	169 日 ～216 日	7 日	8 日	9 日	<b>10 日</b>	<b>12 日</b>	<b>13 日</b>	<b>15 日</b>
3 日	121 日 ～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	<b>10 日</b>	<b>11 日</b>
2 日	73 日 ～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日 ～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

◆使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3 年間保存しなければなりません。

◆有給休暇の付与義務に違反した場合は罰則が課されることがあります。